

議案第28号

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正について

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年2月24日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成26年伊賀市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運用並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、伊賀市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第2条各号を次のように改める。

(1) 諮問庁 伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）第20条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関（同条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した市の機関（伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年伊賀市条例第 号）第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）及び伊賀市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年伊賀市条例第 号。以下「市議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定により審査会に諮問した議長をいう。

(2) 行政文書 情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係る行政文書（同条例

第2条第2号に規定する行政文書をいう。)をいう。

- (3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(同法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。)又は市議会個人情報保護条例第20条第1項第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(同条例第2条第4項に規定する保有個人情報に係るものをいう。)をいう。

第3条第1項各号を次のように改める。

- (1) 情報公開条例第20条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 実施機関の諮問に応じ、情報公開制度の運用に関する重要事項について調査審議すること。
- (3) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (4) 伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議すること。
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項に規定する指針に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて調査審議すること。
- (6) 市議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (7) 市議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議すること。

第3条第2項中「及び個人情報の保護」及び「(情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関をいう。)」を削り、同条第3項中「及び個人情報保護条例第43条第1項」を削り、「(以下この項において「出資法人等」という。)又は」を「又は市の公の施設を管理する」に改め、「。以下同じ」を削り、「若しくは」を「又は当該」に改め、「又は個人情報の保護」を削る。

第4条の見出しを「(組織及び委員)」に改め、同条第1項中「以内で」を「以内をもって」に改め、同条第3項ただし書中「再任を妨げない」を「委員が欠けた場合における補欠

の委員の任期は、前任者の残任期間とする」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 委員の再任は、妨げない。

第4条第7項中「知ることができた」を「知り得た」に、「同様」を「、同様」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長を定めない場合にあつては、審査会の会議は、市長が招集する。

第7条中「諮問機関」を「諮問庁」に改め、同条第1項中「必要」を「審査請求に係る事件に関し必要」に、「開示決定等に係る行政情報又は個人情報(以下「行政情報等」という。)」を「行政文書又は保有個人情報(以下「行政文書等」という。)」に改め、同項後段中「行政情報等」を「行政文書等」に改め、同条第3項中「必要」を「審査請求に係る事件に関し必要」に、「開示決定等に係る行政情報等」を「行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報」に、「整理した」を「整理をした」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項前段」に改め、「、又は鑑定を求め」を削る。

第8条第1項中「申立て」を「申出」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第8条第2項中「前項」を「前項本文」に、「出席する」を「出頭する」に改める。

第9条第2項を削る。

第10条中「行政情報等」を「行政文書等」に改める。

第11条第1項中「認められる」を「認める」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項」に改める。

第12条の見出し中「調査審議手続」を「審査請求に係る調査審議の手続」に改め、同条中「行う」の次に「審査請求に係る」を加える。

第13条の見出しを「(答申書の送付等)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を削る。

第16条中「1年」を「、1年」に改め、同条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(審査請求に係る調査審議以外の調査審議)

第14条 審査会は、第3条第1項第2号に掲げる所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは実施機関に対して、同項第4号に掲げる所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは市の機関に対して、同項第7号に掲げる所掌事務を遂行するため必要がある

と認めるときは議会に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 審査会は、第3条第1項第2号に掲げる所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは実施機関以外の者に対しても、同項第4号に掲げる所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは市の機関以外の者に対しても、同項第7号に掲げる所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは議会以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。